

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、 予算特別委員会報告
- 日程第 2、 総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 3、 議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4、 議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5、 議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6、 議案第23号 平内町営牧野条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7、 議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8、 議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9、 議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔夜越山スキー場関連施設〕
- 日程第10、 議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔平内いきいき健康館〕
- 日程第11、 議案第29号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕
- 日程第12、 議案第32号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13、 議案第33号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14、 議案第34号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15、 議案第35号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16、 議案第36号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17、 議案第37号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18、 議案第38号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19、 議案第39号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20、 議案第40号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21、 議案第41号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22、 各常任委員の選任
- 日程第23、 議会運営委員の選任
- 日程第24、 発議第 1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案
- 日程第25、 発議第 2号 ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議案
- 日程第26、 平内町議会稲作農家支援対策特別委員会報告
- 日程第27、 議員派遣の件
- (追加日程)
- 日程第28、 発議第 3号 最低賃金の改善と中小企業の拡充を求める意見書案
(町長挨拶)
- 閉会

出席議員 9名

議長 船橋 健人君 副議長 木村 良一君 2番 田中 大君

4 番 亀 田 弘 徳君 5 番 田 中 茂 勝君 6 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君 9 番 佐々木 徳 正君 10番 田 中 光 弘君

欠席議員 2名

3 番 小笠原 智鶴子君 7 番 七 尾 潔君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長	船 橋 茂 久君	副 町 長	山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	倉 内 仁君	企画政策課長	田 中 正 美君
税 務 課 長	渡 邊 仁 志君	町 民 課 長	工 藤 隆之進君
福祉介護課長	塩 越 信 子君	福祉介護課指導監	竹 達 暁 教君
健康増進課長	松 山 秀 子君	健康増進課指導監	大 水 要君
農政課長・農業委員会事務局長	飯 田 千代志君	水産商工観光課長	逢 坂 重 良君
地域整備課長	佐々木 隆 志君	地域整備課上下水道管理室長	三津谷 博君
会 計 管 理 者	飯 田 剛 志君	平内中央病院事務局長	小 形 正 樹君
消防監消防署長	木 村 秀 人君	教 育 長	渡 辺 伸 一君
学校教育課長	須 藤 鉄 博君	生涯学習課長	船 橋 英 樹君
代表監査委員	佐々木 進君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時 開 議）

議 長（船橋健人君）おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。出席議員が9人でありますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告があります。日程第7「議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」参考資料、180ページ新旧対照表の一部に誤りがありましたので、議員の皆様には正誤表を配布しておりますのでご了承願います。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。

◇

日程第1、予算特別委員会報告

議 長（船橋健人君）日程第1、予算特別委員会から議案審査の報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により「議案第1号」から「議案第10号」までの10件を一括して議題といたします。予算特別委員長の報告を求めます。（「はい」の声あり）9番佐々木徳正君。

予算特別委員会委員長（佐々木徳正君） 予算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第1号 令和4年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和4年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和4年度平内町国民健康保険平内

中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和4年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和4年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和4年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案」、「議案第7号 令和4年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案」、「議案第8号 令和4年度平内町公共下水道事業特別会計予算案」、「議案第9号 令和4年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第10号 令和4年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」以上10件について、3月8日、9日、審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

「議案第1号」から「議案第10号」までの10件を一括して採決いたします。

お諮りします。「議案第1号」から「議案第10号」までの、10件は、委員長報告は、いずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号」から「議案第10号」までの10件は委員長報告のとおり「可決」されました。

日程第2、総務福祉・経済文教各常任委員会報告

議長（船橋健人君）日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「報告第2号」、「報告第3号」、「議案第11号」から「議案第19号」、「議案第26号」、「議案第30号」、「議案第31号」まで及び「請願第1号」の以上15件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

総務福祉常任委員会委員長（亀田弘徳君）総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第11号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第12号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第18号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第19号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」以上7件について、3月10日審査会を開き慎重審査の結果、報告については、いずれも「承認すべきもの」議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので報告いたします。

また、付託を受けていた「請願第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書」について3月10日審査会を開き慎重審査の結果、「採択すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。（「はい」の声あり）

経済文教常任委員会委員長（田中光弘君）経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和3年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第11号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第13号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第14号 令和3年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第15号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第17号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第30号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第31号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」以上、9件について、3月10日、審査会を開き慎重審査の結果、報告については「承認すべきもの」、議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより「報告第2号」、「報告第3号」、「議案第11号」から「議案第19号」、「議案第26号」、「議案第30号」、「議案第31号」まで及び「請願第1号」の以上15件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告は「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」、請願は「採択すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「報告第2号」、「報告第3号」「議案第11号」から「議案第19号」、「議案第26号」、「議案第30号」、「議案第31号」まで及び「請願第1号」の各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」、請願は「採択」と決定しました。



日程第3、議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第20号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第20号 平内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第20号」は「可決」されました。



日程第4、議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第4、「議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、税務課長。

税務課長（渡邊仁志君）（「議案第21号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第21号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第21号」は「可決」されました。



日程第5、議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第5、「議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課長。

福祉介護課長（塩越信子君）（「議案第22号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第22号 平内町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第22号」は「可決」されました。



日程第6、議案第23号 平内町営牧野条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第23号 平内町営牧野条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、農政課長。

農政課長（飯田千代志君）（「議案第23号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第23号 平内町営牧野条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第23号」は「可決」されました。



日程第7、議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第7、「議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。

（「議長」の声あり）はい、逢坂課長。

水産商工観光課長（逢坂重良君）（「議案第24号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第24号 平内町緑の村野外運動施設及び野営場施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第24号」は「可決」されました。



日程第8、議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第8、「議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第25号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）今回の条例案、報酬額が団長から団員までの8階層これが、国の標準額、同様額であります。それで一方ですね。災害出動報酬、今回新たに報酬とふうに変わったわけなんです、国の標準額としては、1日8時間というふうになっておるわけなんです、この3つの区分に分けたのはなぜなのかとこれについてお願いします。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

国の基準はあくまでも、8時間以上8,000円という形の基準でありましたけども、実際です、消防活動等、消防署長さんとか、団長さんともお話しして、大体であれば4時間ぐらいで終わるのではないかと、時給あたり最低賃金が大体800いくらですので、1,000円ぐらいで計算をして、4時間未満であれば4,000円と、他の所の東青地区につきましては、この4,000円と8,000円のみで改正案が主だったんですけども平内町としては、また4時間以上、また8時間未満も設けた方がいいのではないかとということで、中間の6,000円という形を取りました。前の改正案は1回あたりの出動回数にしていたんですけども、例えば深夜に火災が起きた場合ですね、日にちをまたぐこともありますので、ここいら辺は考慮しまして1日当たりとしてですね、深夜で火災が起きた場合は、1日当たりの計算ができるように、考慮した形で改正を行っております。以上です。

（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番。

10番（田中光弘君）総務省はですね。今後の取組として各市町村がですね。各市町村の対応状況について、定期的にフォローアップ調査を実施していくと「上がりましたか、どうしているんですか」まあそういう調査ですね。まあ、そういう点で行けば、報酬に関しては、国の標準額と。災害出動報酬についてはですね、これは、今年の今の4月1日までに条例改正しなさいということで、9月定例会、12月定例会で条例改正するところを見ますと、1時間、2時間で4,000円、2時間3時間で6,000円。4時間以内で8,000円と又は、時間を関係なく、1回出た時点で8,000円ということもです。しかしながら消防団員、各自仕事を抱えながら、災害、いざ出陣と仕事を投げ打って、出動するわけですよ。まあそういうことも考えてみていただきたい。最低賃金ということじゃなくて、仕事を止めてまで出動しなければならない、また命にも係わる問題もあるし、今後ですねそういうことも考えながら、一回でた時点でもう8,000円というふうにするべきではないかなと、これはこれまでの条例改正するところ見ますと結構また一回で8,000円というところありますので、今後のこと考えていただきたい。以上。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの田中議員の質問にお答えいたします。

県内の市町村の動向を見ながらですね、そういう必要があればですね、改正は前向きに考えていきたいと思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番。

10番（田中光弘君）青森県こういうの本当に、弱い、どこもやりませんと思うよ、青森県内の中では、県外は結構あるんですけども。何分、この処遇改善については青森県って非常に遅れている。周りの県内の動向見て、一生できません。そこちょっと頭に入れながら、考えていただきたい。以上です。

議長（船橋健人君）異議を终结することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認め、質疑を終結します。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第25号 平内町消防団条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第25号」は「可決」されました。

日程第9、議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について

〔夜越山スキー場関連施設〕

議長(船橋健人君) 日程第9、「議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔夜越山スキー場関連施設〕」を議題とします。本案について説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長(倉内 仁君) (「議案第27号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第27号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔夜越山スキー場関連施設〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第27号」は「可決」されました。

日程第10、議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について

〔平内いきいき健康館〕

議長(船橋健人君) 日程第10、「議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔平内いきいき健康館〕」を議題とします。本案について説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長(倉内 仁君) (「議案第28号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第28号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔平内いきいき健康館〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第28号」は「可決」されました。



日程第11、議案第29号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕

議長（船橋健人君）日程第11、「議案第29号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第29号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第29号 平内町公の施設の指定管理者の指定について〔ほたて広場〕」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第29号」は「可決」されました。

ここで5分間の休憩をとります。再開は45分、議員の皆さんの背中時計で46分。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時46分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。

日程に入る前に、皆さんに訂正がございますので、配布資料の本日の議事日程表第3号とありますが、これの最後のページ経済文教常任委員長報告の中で、事件の番号「報告第2号」と印刷がございますが、「報告第3号」の誤りでございますので、訂正お願いいたします。



議長（船橋健人君）それでは、日程第12、「議案第32号」から日程第21、「議案第41号」までの「平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括して議題とし、質疑も一括とし、討論・採決については、議案別に行いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

よって、日程第12、「議案第32号」から日程第21「議案第41号」までの10件は、一括で議題とし、質疑まで行い、討論・採決については、議案別に行うことに決定しました。

これより日程第12「議案第32号」から日程第21「議案第41号」の以上10件について、説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）（「議案第32号」から「議案第41号」まで説明した。）

議長（船橋健人君）ただいまの「議案第32号」から「議案第41号」の説明に対し、質疑を許

します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。

日程第12、「議案第32号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

(「討論」なしの声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

この採決については、田中茂勝議員ほか4人から無記名投票にされたいとの要求がありますので、無記名投票で行います。

採決については1件ごとに投票により採決します。

念のため申し上げます。投票用紙は、賛成と反対の文字が印刷されてありますので、丸を自席で記入してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって反対とみなしますので注意してください。

議場の出入口を閉めます。

(片山事務局長補佐、議場を閉める)

議長(船橋健人君) ただいまの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立合人に、2番田中大君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布を終える)

議長(船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

議長(船橋健人君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長(船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入を願います。

(投票用紙へ記入)

議長(船橋健人君) 2番田中 大議員から、順番に投票を願います。

(投票)

議長(船橋健人君) 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。2番田中 大君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数8票

有効投票8票

無効投票 0 票
有効投票のうち、
賛成 8 票
反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。
したがって、「議案第 3 2 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、
「同意」されました。
議場の出入口を開きます。
(片山事務局長補佐、議場を開く)



議 長 (船橋健人君) 日程第 1 3、「議案第 3 3 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を
求めることについて」討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長 (船橋健人君) 討論なしと認めます。これより、採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、8 番倉内清一君が除斥の対象となりますので退席を求めま
す。

(8 番 倉内清一君 退席)

なお、8 番倉内清一君が退席となりますので、会議録署名議員の追加指名をいたします。

9 番佐々木徳正君を指名いたします。

議場の出入口を閉めます。

(片山事務局長補佐、議場を閉める)

議 長 (船橋健人君) ただいまの、出席議員数は、8 人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に、6 番太田満
則君、9 番佐々木徳正君、1 0 番田中光弘君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布)

議 長 (船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

議 長 (船橋健人君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長 (船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入を願います。

(投票用紙へ記入)

議 長 (船橋健人君) 2 番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議 長 (船橋健人君) 投票漏れはございませんか。

(なし)

議 長 (船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。太田満則君、佐々木徳正君、田中光弘君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 7 票

有効投票 7 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 7 票

反対 0 票、以上のおり賛成が多数であります。

議長(船橋健人君) したがって、「議案第 33 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。

議場の出入口を開きます。

(片山事務局長補佐、議場を開く)

議長(船橋健人君) 8 番倉内清一君の入場を許可します。

(8 番 倉内清一君 入場)



議長(船橋健人君) 日程第 14、「議案第 34 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(片山事務局長補佐、議場を閉める)

議長(船橋健人君) ただいまの、出席議員数は、9 人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立合人に、8 番倉内清一君、11 番木村良一君、2 番田中 大君を指名します。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布)

議長(船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

議長(船橋健人君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長(船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

(投票用紙へ記入)

議長(船橋健人君) 2 番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議長(船橋健人君) 投票漏れはございませんか。

(なし)

議長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。倉内清一君、木村良一君、田中 大君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 8 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

議 長(船橋健人君) したがって、「議案第 3 4 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。

◇

議 長(船橋健人君) 日程第 1 5、「議案第 3 5 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員は、9 人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立合人に、4 番亀田弘徳君、5 番田中茂勝君、6 番太田満則君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布)

議 長(船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

議 長(船橋健人君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長(船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

(投票用紙へ記入)

議 長(船橋健人君) 2 番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議 長(船橋健人君) 投票漏れはございませんか。

(なし)

議 長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。亀田弘徳君、田中茂勝君、太田満則君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 8 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

議長（船橋健人君）したがって、「議案第 35 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議長（船橋健人君）日程第 16、「議案第 36 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員数は、9 人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立合人に、8 番倉内清一君、9 番佐々木徳正君、10 番田中光弘君の指名をいたします。

投票用紙を配ります。

（片山事務局長補佐、投票用紙の配布）

議長（船橋健人君）投票用紙の配布漏れはございませんか。

（なし）

議長（船橋健人君）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入を願います。

（投票用紙へ記入）

議長（船橋健人君）2 番議員から、順番に投票願います。

（投票）

議長（船橋健人君）投票漏れはございませんか。

（なし）

議長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。倉内清一君、佐々木徳正君、田中光弘君の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 8 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

議長（船橋健人君）したがって、「議案第 36 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求

めることについて」は、「同意」されました。



議 長（船橋健人君）日程第 17、「議案第 37号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32条第 2項の規定によって、立会人に、11番木村良一君、2番田中 大君、4番亀田弘徳君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（片山事務局長補佐、投票用紙の配布）

議 長（船橋健人君）投票用紙の配布漏れはございませんか。

（なし）

議 長（船橋健人君）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議 長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入を願います。

（投票用紙へ記入）

議 長（船橋健人君）2番議員から、順番に投票願います。

（投票）

議 長（船橋健人君）投票漏れはございませんか。

（なし）

議 長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。木村良一君、田中 大君、亀田弘徳君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議 長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 8 票

反対 0 票、以上のおり賛成が多数であります。

議 長（船橋健人君）したがって、「議案第 37号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長（船橋健人君）日程第 18、「議案第 38号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立合人に、5番田中茂勝君、6番太田満則君、8番倉内清一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（片山事務局長補佐、投票用紙の配布）

議長（船橋健人君）投票用紙の配布漏れございませんか。

（なし）

議長（船橋健人君）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

（投票用紙へ記入）

議長（船橋健人君）2番議員から、順番に投票願います。

（投票）

議長（船橋健人君）投票漏れはありますか。

（なし）

議長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。田中茂勝君、太田満則君、倉内清一君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数8票

有効投票8票

無効投票0票

有効投票のうち、

賛成8票

反対0票、以上のおり賛成が多数であります。

議長（船橋健人君）したがって、「議案第38号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議長（船橋健人君）日程第19、「議案第39号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立合人に、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布)

議 長 (船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なし)

議 長 (船橋健人君) 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長 (船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

(投票用紙へ記入)

議 長 (船橋健人君) 2番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議 長 (船橋健人君) 投票漏れはございませんか。

(なし)

議 長 (船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。佐々木徳正君、田中光弘君、木村良一君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議 長 (船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 8 票

反対 0 票、以上のおり賛成が多数であります。

議 長 (船橋健人君) したがって、「議案第 39 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長 (船橋健人君) 日程第 20、「議案第 40 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長 (船橋健人君) 討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員数は、9 人です。採決を行います。

この採決は、無記名投票で行います。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に、2 番田中 大君、4 番亀田弘徳君、5 番田中茂勝君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(片山事務局長補佐、投票用紙の配布)

議 長 (船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（船橋健人君）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

（投票用紙へ記入）

議長（船橋健人君）2番議員から、順番に投票願います。

（投票）

議長（船橋健人君）投票漏れはございませんか。

（なし）

議長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。田中 大君、亀田弘徳君、田中茂勝君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数8票

有効投票8票

無効投票0票

有効投票のうち、

賛成8票

反対0票、以上のおり賛成が多数であります。

議長（船橋健人君）したがって、「議案第40号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議長（船橋健人君）日程第21、「議案第41号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

ただいまの、出席議員数は、9人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立合人に、6番太田満則君、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（片山事務局長補佐、投票用紙の配布）

議長（船橋健人君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

(投票用紙へ記入)

議長(船橋健人君) 2番議員から、順番に投票願います。

(投票)

議長(船橋健人君) 投票漏れはありますか。

(なし)

議長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。太田満則君、倉内清一君、佐々木徳正君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数8票

有効投票8票

無効投票0票

有効投票のうち、

賛成8票

反対0票、以上のとおり賛成が多数であります。

議長(船橋健人君) したがって、「議案第41号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



日程第22、各常任委員の選任

議長(船橋健人君) 日程第22、「各常任委員の選任」を行います。

令和4年4月7日任期満了に伴う、各常任委員会委員の選任を行います。選任する委員の定数は、委員会条例第2条の規定により、総務福祉常任委員6人、経済文教常任委員6人です。

お諮りします。常任委員の選任は、委員会条例第6条第1項の規定により、総務福祉常任委員には、3番小笠原智鶴子君、7番七尾 潔君、8番倉内清一君、9番佐々木徳正君、10番田中光弘君、11番木村良一君以上6人。

経済文教常任委員には、2番田中 大君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、6番太田満則君、12番私の以上5人です。それぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名いたしました諸君を各常任委員に選任することに決定しました。総務福祉常任委員会を3階会議室に経済文教常任委員会を議員控室に直ちに招集します。各常任委員会開会のため、暫時休憩いたします。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時44分 再開)

議長(船橋健人君) 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ただ今、各常任委員会から、正副委員長の選任について報告がありました。

総務福祉常任委員長には、田中光弘君。同副委員長には、小笠原智鶴子君。

経済文教常任委員長には、亀田弘徳君。同副委員長には、太田満則君が選任されましたの

で、ご紹介いたします。正副委員長は前に進んでください。

議長（船橋健人君） それでは、総務福祉常任委員長田中光弘君。

10番（田中光弘君） 総務福祉常任委員長に選任されました、田中光弘です。職責を全うしてまいりたいと思いますので、皆さんよろしくお願ひ申し上げます。

4番（亀田弘徳君） 経済文教常任委員長の亀田弘徳です。皆様方のご協力を得て職務を全うして行きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

6番（太田満則君） 副に選任されました太田満則です。委員長を補佐し一生懸命頑張りたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひします。

議長（船橋健人君） なお、総務福祉常任委員会副委員長は本日欠席となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

任期については、令和4年4月8日からとなりますのでよろしくお願ひいたします。



日程第23、議会運営委員の選任

議長（船橋健人君） 日程第23、「議会運営委員の選任」を行います。

令和4年4月7日任期満了に伴う、議会運営委員の選任を行います。

委員の定数は、委員会条例第4条の2第2項の規定により、6人であります。

お諮りします。議会運営委員には、委員会条例第6条第1項の規定により、3番小笠原智鶴子君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、6番太田満則君、8番倉内清一君、10番田中光弘君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名いたしました、諸君を議会運営委員会に選任することに決定しました。議会運営委員会を直ちに3階会議室に招集いたします。

議会運営委員会開会のため、暫時休憩いたします。

（午前11時47分 休憩）

（午前11時52分 再開）

議長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

ただいま、議会運営委員会から正副委員長の選任について報告がありました。

議会運営委員長には、田中茂勝君が、同副委員長には、倉内清一君が選任されましたのでご紹介いたします。正副委員長は、前へお進みください。

議長（船橋健人君） 正副委員長をご紹介します。

5番（田中茂勝君） 先ほど、皆様にご推挙されまして、前回に引続き、議会運営委員長を務めることになりました。様々な懸案もあろうかと思いますが、皆様方のご協力を得まして務めてまいりたいと思いますのでどうかよろしくお願ひいたします。

8番（倉内清一君） 副委員長の倉内清一です。委員長を補佐し、議会運営に務めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長（船橋健人君） 任期については4月8日からとなりますのでよろしくお願ひします。以上で紹介を終わります。



日程第24、発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案

議長（船橋健人君）日程第24、「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君）「発議第1号」本案は、人権擁護委員候補者の推薦に係る意見案であります。町長が委員を推薦する場合は、人権擁護委員法によって議会の意見を聴いて、法務大臣に推薦することになっております。今般、任期満了に伴う、人権擁護委員の推薦にあたり、町長より、委員の古山則子氏を再度、候補者として推薦することとしたい、とのことで、議会の意見を求められており、先般、議会運営委員会で協議いたしましたところ、私が提案者と決まり、今回の提案になった次第であります。

古山氏は、長年にわたり小学校等の教員として豊かな経験を持ち、学校教育の向上や子どもの健全育成に尽力を注ぎました。

子どもの人権問題に深い関心を持ち人格識見が高く、これまでの経験を生かして、積極的に人権問題に取り組むことが期待され、実績を見ましても人権擁護委員にふさわしい方であります。以上の見地から議会の意見として「推薦することに異議がない」ということで、議決を賜りたく意見案を提出いたしましたので、議員各位のご理解をいただき、全会一致のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、案文の朗読は省略させていただきます。

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての意見案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第1号」は「可決」されました。



日程第25、発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議案

議長（船橋健人君）日程第25、「発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君）「発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議案」について、御説明申し上げます。去る2月24日、ロシアは国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナに侵攻しました。この行為は国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であります。力を背景として一方的に現状変更しようとする軍事侵略は明白な国際法違反であり、特に、原子力発電所を攻撃し、危険にさらすことは、近隣に原子力発電所と核燃料サイクル施設がある平内町議会として、到底、容認することができないことから、「ロシアによるウクライナ侵略に対して抗議する決議」を私が提出者となり、田中 大議員ほか6名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に対し抗議する決議案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第2号」は「可決」されました。



日程第26、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会報告

議長（船橋健人君）「日程第26、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会報告」であります。平内町議会稲作農家支援対策特別委員会より、付託事件の調査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、8番倉内清一君。

平内町議会稲作農家支援対策特別委員会委員長（倉内清一君）平内町議会稲作農家支援対策特別委員会より報告をいたします。

令和3年9月上旬に21年産米の生産者概算金について、新聞等で減額との発表がありました。平内町の主力品種である「まっしぐら」が、20年産米より3,400円低い、8,000円と報道され、その下落幅が東北6県の中でも、青森県が一番大きな下げ幅となり看過できない状況でありました。

議員皆様のご協力をいただき令和3年9月定例会において、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会設置を決議いただきました。

各農家・関係機関の声を聴き、各町村との情報、対応などの収集を行い、委員会では、県内の状況を説明し、要望書の作成にご協力いただきました。

11月上旬、町へ要望書を提出。町からは、10戸当たり、5,800円の支援をいただけるとの回答でありました。

11月末の臨時会では、平内町米価下落対策支援金21,643千円の提案をいただき満場での決議をしたところであります。それを受け、担当課である農政課では、米価下落対策事業対象者142名に対し、支援金に係る申請書等の通知を送り、12月中旬には大半の方々に、支払を終えたと聞いております。これまでに134名の申請を終え、21,330千円の支払いを終えた旨の報告を受けております。

また、支援金を受け取った農家の方々からは「職員の親切な対応により、申請はスムーズに終わったとのこと。さらには、さっそく支援金は支払いに充てました。」という声を聞いております。

この新型コロナウイルス感染症が一刻も早く収束し、飲食業、旅館業等が元の形態に戻り、活気ある世の中になることを願っております。

これまで、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会の設置に伴い、農政課の職員の皆様には、大変なご苦勞いただきましたことに深く感謝いたします。

終わりに、本特別委員会は初期の目的を達成したことから、ご協力いただきました、議員各位に感謝申し上げ、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会の報告といたします。

議長（船橋健人君）以上で、平内町議会稲作農家支援対策特別委員会の報告を終わります。



日程第27、議員派遣の件

議長（船橋健人君）日程第27、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元に配布してあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

ここで、資料配布のため暫時休憩します。

（午後12時06分 休憩）

（午後12時07分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

ただ今、亀田弘徳君ほか4人の連名により「発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」が提出されました。

この際「発議第3号」を日程に追加し議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「発議第3号」は日程に追加し、議題とすることに決定しました。



日程第28、発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案

議長（船橋健人君）日程第28、「発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君）「発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」について御説明申し上げます。

厳しい日本経済に新型コロナウイルスの感染拡大が追い討ちをかけ、中小零細企業を中心に大きな打撃を受けております。また、景気の悪化で失業や労働時間の削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

2021年の地域別最低賃金改定は、最も高い東京都で時給1,041円、青森県では822円と格差は219円もあります。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。

最低賃金の地域間の格差をなくし、抜本的に引き上げることで、労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。

以上のことから、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求めるよう私が提出者となり、太田満則議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第3号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君）議会運営委員会から次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。



議長（船橋健人君）以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会いたしました本定例会では、令和4年度一般会計予算案をはじめ、各特別会計予算案、令和3年度の各会計補正予算案、条例の改正案について、また3月31日任期満了になる、平内町農業委員会委員の人事案件など、あわせて43件提案しておりましたが本日、全案件ともそれぞれ御議決・御承認・御同意を賜り誠にありがとうございました。

すべての日程が順調に推移いたしまして、本日無事に終了することができましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。

一般質問あるいは、予算特別委員会、また各常任委員会等、本会議中に賜りました皆様方の御意見等を参考に今後私をはじめ、職員一同町民生活の安定と、福祉の向上のために精神誠意努力してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、令和3年度も、残すところ20日あまりとなりました。この1年間4回の定例会をはじめ、臨時会並びに全員協議会の開催と、多くの分野におきまして皆様方の御協力賜りました。御陰様で町政運営につきましても遅滞なく順調に推移することができました。本当に有難く心から感謝を申し上げます。

年度末を控え、今年度の事務事業に遺漏のないように細心の注意を払うとともに、新年度に備えたいと考えておりますので、皆様方には引き続き御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。皆様方には新年度も是非これまで以上の御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

議 長（船橋健人君） これをもちまして、令和4年第1回平内町議会定例会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

（午後12時14分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員